

国旗及び国歌の取扱いについて

(平成11年9月14日甲通達警第26号)

国旗の掲揚及び各種行事における国歌の斉唱については、従来から慣行的に行ってきたが、この度、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号。以下「法律」という。）が制定され、8月13日に施行されたことに伴い、下記のとおり取り扱うこととしたので、運用上誤りのないようになされたい。

記

1 国旗を掲揚する施設及び日

(1) 警察本部及び警察署

ア 日曜日及び土曜日並びに年末年始の休日を除き毎日掲揚するものとする。

イ 日曜日及び土曜日並びに年末年始の休日であっても、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日（以下「国民の祝日」という。）に当たるときは、掲揚するものとする。

(2) 交番及び駐在所

国民の祝日に掲揚するものとする。

2 各種行事を開催する場合

所属長は、行事の内容に即して、国旗を掲揚するとともに国歌の斉唱、演奏等に努めるものとする。

3 国旗の掲揚方法

別紙のとおり掲揚するものとする。

4 弔意を表す国旗の掲揚

弔意を表す国旗の掲揚は、警務部長が別に指示するところにより行うものとし、その掲揚方法は、次のとおりとする。

(1) 弔意を表す国旗の掲揚方法は、特に指示のある場合のほかは、半旗によること。

(2) 半旗の掲揚は、国旗を旗竿（ポール）の最上部まで揚げた後、旗竿（ポール）の適当なところまで降ろして掲揚することとし、半旗の位置については、竿頭と旗との間を相当程度離せばよいものとする。

(3) 半旗の掲揚が構造上無理な場合は、冠頭を黒布で巻く方法で対応するものとする。

5 留意事項

(1) 国旗を掲揚する日であっても、雨天等の場合は、国旗を掲揚しないことができる。

(2) 今後、新たに国旗を購入又は調達する場合には、法律で規定された制式に基づくものとする。